

令和8年3月11日

オープンカウンター方式による調達のお知らせ

支出負担行為担当官
信越総合通信局長 鈴木 厚志

- 1 見積合わせ実施日
令和8年3月24日（火）
- 2 件名
令和8年度 自動車運行管理業務の請負
- 3 調達内容
別紙契約書（案）、仕様書（案）のとおり
- 4 契約予定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 5 参加資格
「オープンカウンター方式調達説明書」を参照すること。
- 6 見積書提出期限
令和8年3月24日（火）17時00分までに、持参又は郵送若しくは電子メールにより提出すること。（郵送による場合は必着）
- 7 見積書提出先
〒380-8795
長野県長野市旭町1108番地
総務省信越総合通信局 総務部総務課財務室管財係
電話：026-234-9995
E-mail：shinetsu-kanzai@soumu.go.jp
- 8 その他
契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算含む）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

オープンカウンタ方式による見積合わせ説明書

この説明書は、総務省信越総合通信局等（以下「当局」）が発注する調達契約に関し、オープンカウンタ方式による見積合わせに参加しようとする者（以下「参加者」）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項について説明するものです。

なお、オープンカウンタ方式とは、当局が調達する案件で財務省政令（予算決算及び会計令）において少額随意契約に該当する契約のうち、当該方式に適した案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

1 参加者への見積の依頼について

- (1) 見積りに関する諸条件は、オープンカウンタ方式による調達公告により提示します。
- (2) 見積合わせに参加する際は、本説明書及び仕様書等を必ずご確認の上、御参加ください。仕様書等の交付は、当局の財務室管財係（以下「担当」）までお問い合わせください。

※お問合せ先

〒380-8795 長野県長野市旭町1108番地

総務省信越総合通信局財務室管財係 電話：026-234-9995

2 見積書の提出について

- (1) 見積合わせに参加する場合は、本説明書、公告内容及び仕様書等を熟読された上で見積書を提出してください。
- (2) 見積書の提出にあたっては、持参の他、郵送又は電子メールによる提出も認めますが、公告に示す期限までに到達しなかった見積書は無効とします。
- (3) 見積書の様式は任意としますが、記載する金額は消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載してください。ただし、見積依頼書等において、様式及び記載方法等が示されている場合はそれによるものとします。
- (4) 一度提出した見積書の引き換え、変更又は取り消しは認めません。

3 見積合わせについて

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律に抵触する行為を行ってはいけません。
- (2) 見積合わせは公告に記載した日時に非公開で行います。
- (3) 見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

4 見積書の無効について

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- (1) 公告で参加資格が定められている案件において、参加資格のない者が見積りをなしたとき。
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (3) 見積り金額の記載を訂正したとき。
- (4) 見積り者の記名のないとき又は記名の判然としないとき。
- (5) 1者で2以上の見積書を提出したとき。
- (6) 明らかに談合と認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を満たしていないとき。

5 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低価格の見積りをした者を契約の相手方とします。
- (2) (1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ通知する他、ホームページ上で契約者及び契約金額を公表します。
- (4) 契約を決定した者から見積内訳書を提出していただく場合もありますが、積算の誤りによる合計金額の事後訂正は認めません。

6 契約の締結について

契約が決定した見積書の金額により予算決算会計令第99条第3号に基づく随意契約により契約締結をします。

契約金額により契約書を作成する場合があります。

7 見積り合わせの参加制限について

見積り合わせに参加する者は、公告に示す事項のほか、以下に該当しない者である必要があります。

- (1) 総務省及び他省庁等における物品の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (2) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - ア 契約の相手として不適当な者
 - (イ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、

法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ロ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (ハ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者。
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - (ロ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - (ハ) 偽計又は威力を用いて契約担当官の業務を妨害する行為を行う者。
 - (ニ) その他前各号に準ずる行為を行う者。
- (3) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら、再委託等の相手方としない者であること。

8 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求め場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合わせを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがあります。

以上

(案)

仕様書

1 契約件名

令和8年度自動車運行管理業務の請負

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 業務の範囲

- ① 管理車両（信越総合通信局（以下「通信局」という）の指定した車両）の運転（通信局の指定した日時）
- ② 管理車両の運転に伴う整備等基本管理（運行前点検、清掃作業、事故の際の処理・手配）
- ③ 管理車両の給油（通信局が契約する給油所で給油）
- ④ 上記②に係る、事故処理に関する全般（事故の際の交渉、補償等一切）
- ⑤ その他、運行管理業務に付随する業務

(2) 業務の遂行体制

- ① 請負者は、管理車両に係る運行管理業務の責任者となる「運行管理責任者」を定め、適宜の様式により通信局に通知するものとする。
- ② 通信局は、運行管理業務が必要となった場合は、原則として7日前までに運行計画書により運行管理責任者に通知するものとする。
- ③ 運行管理責任者は、通信局からの通知に基づき、管理車両の運転手（以下「委託運転手」という）に対し、業務の指示、指揮監督を行うものとする。
- ④ 委託運転手は、運行管理責任者の指示により、運転業務及びその他の業務を行うものとする。
- ⑤ 請負者は、本業務の履行に際し、定期的に委託運転手等と面談等を行い、健康状態や勤務状況等の確認を行うなどの健康管理を、責任をもって行うこと（万が一、健康状態に問題が認められる場合は、主管係の求めに応じて、委託運転手の交代に応じること）。また、請負者は、委託運転手等について、状況に応じて所要の医療機関の検査等を適切に受検させるとともに、主管係と調整の上、自動車運転者向け検査についても適時・適切に受検させること。
- ⑥ 請負者は、主管係の指示に基づき、契約締結後速やかに、65歳以上の車両管理員等について、国土交通大臣の認定を受けた適正診断により運転者適性や適齢等の確認を行うこと。

(3) 業務の時間等

- ① 運転業務を行う時間は、原則として行政機関の休日に関する法律第1条第1項

に定める日(以下「休日」という。)以外の8時30分から17時30分までとする。

② 上記①を基本契約時間とし必要があるときは、上記勤務時間以外及び休日においても、業務を請負わせることができるものとする。

③ 必要があるときは、宿泊を伴う業務を請負わせることができるものとする。

(4) 管理車両

使用する管理車両は仕様別表のとおりとし、その保管場所は通信局の専用駐車場とする。

(5) 予定委託運転回数

予定委託運転回数は、4時間以内5回(5日/1人)、日帰り10回(10日/1人)、1泊2日8回(16日/1人)、2泊3日4回(12日/1人)とする。

4 委託運転手の資格要件

(1) 委託運転手は、通信局管内(長野県、新潟県)における運転従事歴3年以上を有し、過去3年に道路交通法の行政処分(免許取消、免許停止)を受けていないこと。

(2) 心身ともに健康であり、本業務を安全に遂行することに問題が無いこと。

(3) 原則として本件契約締結日現在で満70歳未満であり、重大な既往症等がなく健康状態が良好であり、協調性や接遇・運転マナーを有する者であること(請負者においては、特に車両管理員の年齢や健康状態について、本契約の適切かつ確実な履行、安全運行の確保に影響がないことを適切に証明することが求められる。)。なお、車両管理員の年齢については、原則上記のとおりとするが、満65歳未満の車両管理員の確保・配置に努めることとする。

5 対価の算定

(1) 支払額は、基本契約時間の業務を基本日額料金とし、その単価に時間外業務の時間に応じた単価料金を加算した金額とする。また、休日については、平日に準じた時間の別単価により支払金額とする。なお、宿泊した場合は、宿泊料を加算する。(仕様別表参照)

(2) 時間外業務については、車両別に1ヶ月分を合計するものとし、その業務時間の合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上を切り上げ30分未満は切り捨てるものとする。

6 その他

(1) 本仕様書に定めていない事項について、業務遂行上必要と認められることは協議を行った上で実施することとする。

(2) 運行管理者及び委託運転手は、業務遂行上知り得た情報、秘密等を他に漏らし又は利用してはならない。また、業務完了後も同様とする。

7 主管課

信越総合通信局 総務部総務課財務室 (026-234-9995)

仕様別表

管理車両

車 種	トヨタ アルファード	ホンダ エアウェーブ
型 式	AYH30	DBA-GJ2
登録番号	長野 301 と 1370	長野 501 そ 7522
総排気量	2.490	1.490
年 式 等	初年度登録 令和4年5月 [リース車両]	初年度登録 平成22年3月
定 員	8人	5人
特記事項	局長車 ハイブリッド車	検査車 【局長車予備、電源車伴走等】

車 種	トヨタ タウンエース	ニッサン セレナ
型 式		5BA-NC28
登録番号		長野 502 さ 6565
総排気量		1.990
年 式 等		初年度登録 令和6年1月 [リース車両]
定 員		8人
特記事項	電源車（災害対策用小型移動電源車） ※納車前のため、車種のみ記載	小型監視車（A）（主な用途：電波監視業務）

車 種	いすゞ コモ	
型 式	LDF-JVW6E26	
登録番号	長野 400 つ 8233	
総排気量	2.480	
年 式 等	初年度登録 令和3年3月	
定 員	6人	
特記事項	電源運搬車（災害対策用電源運搬車）	

契約単価(税抜き)

項 目	詳 細				
運転者数	1名				
車種	アルファード	エアウェイブ	エクストレイル	セレナ	コモ
基本業務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0				
基本日額料金	円				
基本日額料金(4時間以内)	円				
平日時間外料金(円/時間当たり)	円				
平日深夜料金(円/時間当たり)(22 : 00 ~ 5 : 00)	円				
休日日額料金	円				
基本日額料金(4時間以内)	円				
休日時間外料金(円/時間当たり)	円				
休日深夜料金(円/時間当たり)(22 : 00 ~ 5 : 00)	円				
宿泊料(1泊)	円				